令和5年度 第6回 新潟市水道事業経営審議会 会議録

●日時:令和5年12月8日(金) 午前9時30分~午前11時00分

●会場:新潟市水道局 水道研修センター

●委員の出席状況:

(出席委員) 佐伯委員、山下委員、小倉委員、唐橋委員、澤栗委員、

廣井委員、山田(健)委員、山田(玲)委員

●傍聴: O名

(事務局)

改めまして、おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、 誠にありがとうございます。定刻より若干早いのですが、皆さまお揃いになりまし たので、ただいまから令和5年度第6回新潟市水道事業経営審議会を開会いたしま す。

当審議会の会議は、審議会条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しなければ開催することができないとされています。本日は、宮田委員及び内山委員が欠席ではありますが、8名の皆さまにご出席いただいており、有効に開催できることをご報告いたします。

音声を確実に届け、円滑にご審議いただくため、先回と同様にマイクのご使用を お願いいたします。

なお、この会議は公開会議としています。会議の議事録は、委員のお名前を含め 公開する予定となっています。そのため、議事の内容について録音させていただき ますことを予めご了承くださいますようお願いします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の「令和5年度 第6回 水道事業経営審議会 配布資料一覧」をご覧ください。配付資料一覧の下に、1、本日の次第、2、座席表、資料1-1「第5回経営審議会討議結果」、資料1-2「料金表(案)」、資料1-3「次回(R6.1.12)検討概要」、「討議用メモ」。配付資料に不足がある方はいらっしゃいますか。

不足等ないようですので、これより議事に入ります。

佐伯会長は、ここからの議事進行をよろしくお願いいたします。

(佐伯会長)

それでは、これより議事に移ります。前回の審議会に続き、料金改定の検討を行います。はじめに、事務局より、前回審議会の審議内容について確認をお願いします。

(経営管理課長)

おはようございます。経営管理課の渡辺です。よろしくお願いいたします。 では、資料1-1をご覧ください。先回、11月14日の会議で確認いただいた内容 となります。 まず、料金算定期間につきましては、将来の経済情勢を見通せない中での改定となるため、算定期間は短いほうが良いというご意見から、令和6年10月から令和10年3月の3.5年間ということになりました。

また、資金残高につきましては、料金算定期間において確保すべき資金残高を 25 億円とする。

続きまして、改定率です。各パターンをご確認いただいた中で、最終的には一般 家庭ですとか大口使用者への負担を考慮し、必要最小限となる改定率となります 29 パーセントということになります。

そのほか、算定期間、資金残高、改定率は最低ラインということで、令和 10 年 4 月の料金改定について再度検討する必要があるということをきちんとお客さまに知らせることが必要であるというご意見もいただいておりました。資料 1-1 の説明は以上になります。よろしくお願いします。

(佐伯会長)

それでは、ただいまの説明について、ご質問などはありませんか。

よろしいですか。では、無いようですので、続きまして、事務局からの説明をお 願いします。

(経営管理課長)

続きまして、資料1-2。先ほど、資料番号が違ったかもしれません。資料1-2で一枚物です。資料1-3でホッチキス止めの水道料金表(案)の確認とあるかと思います。よろしいでしょうか。

それでは、資料1-2から説明させていただきます。料金表作成の基本的な考え方ということで、まず、1、固定費の配分方法とあります。先回、11月14日の審議会の中でも、後半のほうで、まずは改定率29パーセントでの総括原価についての説明をした中で、総括原価をどのように基本料金と従量料金に配分するかということを説明させていただきました。

この資料の上のほう、総括原価、約 588 億 5,000 万円を分割するということで、 需要家費、固定費、変動費に分割します。

需要家費、あらためて説明させていただきますと、需要家、お客さまが存在すること自体によって発生する、必要となる経費ということで、具体的には、水道メーターの管理ですとか水道メーター検針、あと、料金徴収に係るような経費がこの部分に当たります。この部分につきましては、基本料金というところで整理していきたいと思っております。

一つ飛ばしまして、変動費ですけれども、こちらは水道の実使用、水を使われる ことによって発生する経費になります。具体的には、動力費、浄水場等で使う電力 料や薬品費といったものが変動費に当たりますので、こちらについては全額従量料 金に配分するということで考えております。

それで、中の固定費をどうするかということになってくるのですけれども、固定 費というものは、水道使用量、水の使われ方と関係なく、水道という施設がある、 水道事業をやるためにどうしても必要な経費という形になっております。こちらも 具体的に言いますと、例えば、施設の修繕ですとか各種委託業務、また、賃借料、 材料費などが固定費に配分されております。これを、基本料金と従量料金にどのよ うに割り振るかというところが問題になってきます。

この配分方法としまして、1ページ目の下のほう、日本水道協会が発行しております水道料金算定要領の中でも4種類のパターンが提案されています。説明します。算定要領1、負荷率を従量料金にということですけれども、負荷率とは何かということですが、その下に書いてあります。最大給水量を分母として平均給水量の割合ということで、1年間で一番水が出た日が最大給水量です。1年間の平均水量が平均給水量になります。この差が少なければ、1年間ほぼ安定的に同じような水量が出ていることになります。この差が大きいということは、一時的にたくさん水が出ることと平均的なものの差が大きいという水の使われ方になっているということです。これを負荷率というのですけれども、この負荷率に伴うものを従量料金に配分するという考え方が一つです。

とりあえず、考え方の説明だけ先にしますと、算定要領2です。施設利用率を従 量料金にということで、浄水場の施設能力を分母としまして、それに対する平均給 水量がどれくらいあるかということで、施設の効率性を示すような指標になってき ます。

もう一つ、算定要領3が最大稼働率を従量料金にということで、先ほどの算定要領2と同じで、浄水場の施設能力に対して最大でどれくらい水が使われたかという数字になってきます。

算定要領4が、また少し性格が違うもので、配給水部門費、配水ですとか給水に かかった経費をすべて基本料金に配分するという考え方になります。

それぞれの配分方法によって、最終的に需要家費、変動費も加えた中での分割をするとどうなるかというのが、右のほうに出てきます。算定要領1ですと、基本料金が22.3パーセント、従量料金が77.7パーセントということで、分かれてきます。以下、算定要領2、3、4がご覧のとおりになってきます。評価ということで書かせていただいております。

算定要領1ですと、ご覧のとおり、従量料金への配分が非常に多くなっております。その分、基本料金の配分が少ないということです。基本料金が少ないということは、少量使用者に対しては優しい料金設定になりますけれども、今、水の需要がどんどん減っていくという状況の中で、使用量が減れば減るほど料金的な影響を受けやすいというデメリットがあります。

算定要領2の評価ですけれども、現行料金体系の構成比に近いと書いてあります。この表の一番下に現行料金を書いてあります。現行料金は基本料金が40.4パーセント、従量料金が59.6パーセントとなって、今の体系に一番近い配分になってきます。次に、算定要領3です。これも算定要領1と同じような感じで、従量料金の負荷がどうしても大きくなってくるというものになります。

算定要領4は、逆に基本料金の配分量が極端に大きい、少量使用者に基本料金分が大きくかかるような形になってきますので、負担が大きくなってくなってきます。ということで、事務局案としましては、丸がついております。算定要領2、現行料金に一番近い形がやはり望ましいのかなと。算定要領1ですとか3ですと、先ほど言いましたように、基本料金の配分が少なくて非常に優しい料金体系ではありますけれども、今後、水の需要が減っていくということを考えると、この料金体系を取ると影響が非常に大きい、また料金改定の期間が短くなる可能性が出てくるということもありますので、こちらは避けていきたいかなと。逆に、算定要領4は、やはり、基本料金への負担が大きすぎるということで、黄色い色を入れております算定要領2、あと、現行料金の体系ではどうなのかという、この二つをベースに考えていきたいということで、提案させていただきたいと思っております。

続きまして、裏面をご覧ください。口径 16 ミリの基本料金についてです。口径 16 ミリ、新潟市の場合、課題がありますということを、昨年度から引き続きの委員の方には、今年の第1回、7月 12 日の会議で課題等を説明させていただいておりますし、10 月以降就任された方には 10 月 3 日の会議の時に説明させていただいておりますけれども、あらためて、この 16 ミリに対して、どういうことなのかを簡単に説明させていただきます。

昭和51年より、基本的に新潟市の水道料金は口径別の料金体系を取っています。 口径の断面積比をベースに基本料金を設定しておりますが、口径13ミリを1とした ときに、口径16ミリですとか口径20ミリなどは、その断面積の比率で何倍になる かということを基本に設定しているものです。平成10年に料金改定を行っているの ですけれども、それより前の時には、口径16ミリと口径13ミリの基本料金単価を 同じ金額にしておりました。ただ、断面積比という考え方がやはり基本だろうとい うことで、平成10年4月の料金改定のときに、口径13ミリと口径16ミリの基本料 金を分けました。ただ、この分けるときに、いきなり口径16ミリの料金が上がると いうことで、激変緩和という考えで、今後の料金改定に伴って段階的に上げましょ うという考え方に至りました。

資料の右側のイメージ図をご覧ください。平成 10 年4月の改定のとき、口径 13 ミリの基本料金が 800 円と設定しました。これを断面積比で計算すると、16 ミリは本来、1,212 円いただかなければいけないというものでした。この 1,212 円と 800 円との差、400 円ほどあるのですけれども、このうちの 75 パーセント分を減額しましょうということで、端数処理をしてありますのできれいに合いませんけれども、900 円ということで設定したというのが平成 10 年4月の改定です。

その次の改定が平成 13 年 4 月の改定でした。このときに、口径 13 ミリを 880 円 ということで設定しましたので、断面積比で考えれば、本来は 1,333 円となります。 1,333 円と 880 円の差が 450 円ほどあります。これを 50 パーセント減額ということで、1,120 円というところで設定したものです。この考え方を踏襲するのであれば、次の料金改定のときには 25 パーセント減となるのですけれども、これまで料金改定

が行われていないので、そのままの状態が続いているという状況です。

そうこうしているうちに、平成 17 年に、特定計量器検定検査規則の改正によりまして、口径 16 ミリのメーターが製造中止になりました。新潟市としても口径 16 ミリの新規設置は認めない形を取ったのですが、口径 16 ミリを使っている方が複数おられましたので、この方々の料金的なものをそのまま継続するという考え方を取りました。具体的には、お客さまの家庭には、もう口径 16 ミリのメーターをつけられませんので、実際的には口径 20 ミリのメーターをつけて、そこに部品を取り付けて流量を制御し、口径 16 ミリ程度の水の量が出るようにして、口径 16 ミリ料金の徴収を行っているというものです。この結果、その後、口径 16 ミリの件数は自然減ということで減っている状況です。

以上のような状況を踏まえまして、今回の料金改定についての口径 16 ミリの考え 方なのですけれども、すでに 50 パーセントの減額をやって 22 年経過しているとい うことで、段階的な調整の時期はすでに終了しているのではないかということで、 今回、25 パーセント減額ということではなくて、本来の口径の断面積比どおりの徴 収を提案させていただきたいと思っております。

続きまして、資料 1-3、水道料金案の確認ということで、ご覧いただきたいと思います。先ほど、資料 1-2 の最初のほうで、基本料金と従量料金の配分の方法について説明させていただきました。それを基にした案となります。左が案 1 とあります。料金比率としまして、基本料金 42.7 パーセント、従量料金 57.3 パーセント、これが先ほどの資料 1-2 の算定要領 2 の部分に当たるものです。そういった配分をした結果、改定率はどうなるのかということで、基本料金、口径別に料金が違ってくるものですから、今回、資料の中では口径 13 ミリを代表して示していますけれども、口径 13 ミリの基本料金は 34 パーセント上がります。それに対して従量料金単価については 24.5 パーセント上がるという形になります。

2行目、案2-1は、先ほどの資料1-2の中で、一番下にありました、現行料金体系をベースにしたらどうなのかというものになります。基本料金が40.4パーセント、従量料金59.6パーセントで配分しているものです。その結果、改定率を見ていただくと、口径13ミリの基本料金から27パーセント、従量料金が29パーセントという形になります。

もう一つ、案 2-2になります。こちらは案 2-1 をベースとしまして、こちらも前にお話ししていましたが、新潟市の水道料金の中で口径 20 ミリが他都市に比べてかなり高いということがありました。それで、口径 20 ミリの使用水量が 10 立方メートルまでの従量料金を口径 13 ミリ、口径 16 ミリと同額に設定して計算してみたものです。その結果といたしまして、改定率、口径 13 ミリ比較ですけれども、これは 2-1 と変わりません。ただ、口径 20 ミリの従量料金を下げた関係で、ほかのところに影響が全体的に及ぶものですから、従量料金価格 32 パーセント上がるということです。

あともう一つ、比較という形ですけれども、案3で、基本料金も従量料金も単純

にそれぞれ 29 パーセントずつ上げたらどうなるかということでの案を示していま す。こういう考え方で、4パターンの案を今回、提案させていただいております。

2ページをご覧ください。料金表の確認について、案1です。先ほどの算定要領2で計算した場合です。左上が料金表です。下の口径ごとのグラフを見ていただいたほうが分かりやすいかと思います。左側、口径13ミリの場合、使用水量ゼロ、基本料金しかかからない場合、現行料金ですと、968円。

すみません、資料の中の上の料金表は税抜きです。下の計算した結果は税込みになっていますので、少しそこで差が出ますけれども、そのように見ていただければと思います。

ですので、口径 13 ミリで使用水量ゼロの場合は 968 円だったものが、改定後は 1,298 円ということで、330 円上がるというものです。あと、10 立方メートル、20 立方メートル、30 立方メートルとそれぞれ比較を示しております。茶色い折れ線グラフで改定率を示しています。使用水量がゼロの場合は、基本料金部分だけの改定率の増になりますので、34.09 パーセント、使用水量は従量料金の改定率が 24.5 パーセントですので、使えば使うほど 24.5 パーセントに近づいていくというような形で、だんだん下がっていきます。

その右隣、口径 16 ミリです。これも同じように見ていただければと思います。口径 16 ミリの特徴としましては、先ほど言いましたように、基本料金の段階的なもの、25 パーセント減をやめましてそのまま断面積どおり計算しているものですから、どうしても改定率が上がっていきます。ゼロ立方メートルのほうでも 59.82 パーセントということで、かなり高い数字になります。ただ、従量料金の改定率が低いものですから、先ほどの口径 13 ミリと同じように使えば使うほど下がっていきます。

もう一つ、口径 100 ミリ、大口のお客様になります。こちらもゼロ立方メートルのときに基本料金分の改定率が 36.10 パーセントということで、少し高くなっています。実は、口径 100 ミリについては、現状の料金の中でも正式な断面積比よりも若干低めに設定されているということがありました。過去の改定の中でも、こういった形になっていたということなのですけれども、これを本当に断面積どおりに取れば 36.10 パーセントという形になります。

続きまして、3ページをご覧ください。こちらが案2-1になります。下の口径別のグラフのところを見ていただければと思います。口径13ミリでゼロ立方メートルの場合は1,232円で、27.27パーセントという改定率になります。以下、同じようになりますが、基本料金の改定率よりも従量料金の改定率が高いものですから、使うほど29パーセントに近づいてくるということで、右肩上がりのような形になっています。改定率のところ、参考に案1との比較で案1をグレーの線で示しておりますので、見ていただければと思います。

右隣、口径 16 ミリです。先ほどと同じように基本料金を断面積どおりとしていますので、改定率は高くなっています。ただ、案1よりも改定率としては若干下がるという形です。口径 100 ミリについても同じような形で推移しております。

続きまして、4ページをご覧ください。案2-2になります。こちらは口径20ミリの従量料金単価を口径13ミリ、口径16ミリと同じところまで下げたものになります。下の棒グラフのところを見ていただくとお分かりのように、ゼロ立方メートルのときには案2-1と同じなのですけれども、使っていくほど案2-1よりも高くなっています。これは口径20ミリの従量料金を下げた関係で、ほかの従量料金が全体的に上がっているのです。口径20ミリを安くした分、ほかのところで負担が増えるということで、こういった形になっております。その隣、口径20ミリのグラフを見ていただくと、使用水量がゼロ立方メートル、基本料金のみのときには案2-1と同じですけれども、使用水量の10立方メートルまでのところで単価をぐっと下げましたので、ここでかなり改定率が下がります。以降、従量料金の単価が上がればその分上がっていく形になります。口径100ミリも同じように見ていただければと思います。

続きまして、5ページをご覧ください。案3です。現行の料金表と同じような構成となっております。グラフの見方は同じように見ていただければと思います。口径 13 ミリの棒グラフのところで、案2-1 との比較で改定率を入れております。口径 13 ミリであれば、ほぼ 29 パーセントに近い状態で推移するような形です。口径 16 ミリは、先ほどから申し上げていますが、基本料金が上がるので、改定率が上がります。口径 100 ミリも同じような形になります。以上、4パターンの内容を説明させていただきました。

6ページをご覧ください。これまで説明しました内容を比較という形で示しております。統計的なものです。口径 13 ミリで使っている方全体の年間水量を、月数で割ったときの平均水量。口径 13 ミリの場合は 15 立方メートルとなります。この場合、現行料金ですと 1,936 円、案 1 から案 3 を示しております。大体 2,500 円前後ということになっております。差額としましても 550 円前後、改定率が大体 29 パーセント前後という形になっています。

その下、口径 16 ミリ、平均使用水量が 19 立方メートル、現行料金 2,648 円です。 案 1 から 3 を示しております。3,700 円前後というところで、差額としましては、大 体 1,000 円プラスというところです。ただ、改定率を見ますと、基本料金分の減額 がありませんので、40 パーセント程度の改定率になります。

口径 20 ミリ、平均使用水量 21 立方メートル、現行料金でいくと 4,512 円のものが、案 1 から 3 の中で、5,800 円前後というところです。特徴的なものが案 2-2 のところで、従量料金分の単価を下げておりますので、差額が 564 円ということで、改定率が 12.5 パーセント、そのほかは 29 パーセント前後という形になります。

7ページをご覧ください。続きまして、口径 25 ミリ、平均水量 39 立方メートル、現行料金ですと 7,866 円、それぞれの案が 1 万 100 円から 200 円前後です。差額としましては、2,300 円ほど。改定率が、大体 29 パーセント前後です。口径 75 ミリ、口径 150 ミリはご覧のとおりです。このページの口径 25 ミリ、口径 25 ミリ、口径 25 ミリ、口径 25 ミリで、案 2 2 がそれぞれ 25 パーセントを超える改定率となっています。グ

ラフでも青く示しておりますけれども、案2-2は、先ほど言いましたように、口径 20 ミリの従量料金を下げている関係がありますので、その分がほかの口径のところにも波及して、若干改定率としては上がっております。

最後に、参考としまして、それぞれの口径別の件数、あと、水量ランク別に使用件数が異なってきますので、表をつけさせていただいております。見方としましては、縦軸、口径があります。口径 13 ミリで 1 か月に 10 立方メートルまでしか使わない方が 12 万 529 件いらっしゃいます。それ以上 30 立方メートルまで使う方が 14 万 4,886 件いらっしゃいます。というように見ていただければと思います。構成比が右のほうにあります。市全体で 80 パーセントの方が口径 13 ミリを使われています。以下、口径 16 ミリが 8.31 パーセント、口径 20 ミリが 8.69 パーセントということで、口径 13 ミリ、口径 16 ミリ、口径 20 ミリでほぼ、96 パーセント、97 パーセント近くの方がこの口径を使われているということになります。

説明は以上になります。

(佐伯会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、討議の前に質問等がありましたらお願い します。

(小倉委員)

よく分からなかったところがあるので、教えてください。資料1-2の1ページ目の評価で、算定要領1と算定要領3が「少量使用者には優しいけれども、水の需要が少ないことで影響を受ける」とおっしゃったのですが、何の影響ですか。

(経営管理課長)

水道事業として影響を受けるということです。従量料金にたくさん重きを置いた料金設定をすると、現状、水需要がどんどん減ってきている、人口も減るし、各家庭に節水器具が普及していって水需要が減っているという状況が今後も続くと考えていますので、こういった料金設定をしていくと、その影響を受ける割合が大きいといいますか、水道局としての収入の減る割合が大きくなってくるので、あまり望ましい設定ではないのかなということで、三角という形にさせていただいております。

(小倉委員)

分かりました。ありがとうございます。

(唐橋委員)

資料1-2の基本的な考え方ですけれども、まずは、固定費をどう配分するかというのはそれぞれの水道局に任されていること。また、左のほうに配分方法の算定要領がいくつか上げられていますが、これは、こういう算定も例にありますという協会の指針ということでよろしいでしょうか。

次に、現行の料金自体、この比率になっていますけれども、これについては、算 定要領を過去に決めたときに、算定要領に従って決めておられるのかなというとこ ろをお尋ねしたいと思います。

(経営管理課長)

算定要領の手引きというものがありまして、最新のものが平成29年3月です。

新潟市の現行料金は平成 13 年ですので、その時には算定要領はできていませんでした。なので、現行の料金はこういった考えの設定ではないということが、前提になります。その算定要領の中で、4パターンありますけれども、これは水道事業体の状況に応じて選択しなさいと。あくまでも要領ですので、絶対にこれに従ってやりなさいということではなくて、これを参考にしてやりなさいという、参考書のようなものです。位置づけとしてはそういうものになります。なので、それぞれの事業体で判断しなさいという形になります。

(佐伯会長)

ほかにいかがでしょうか。

質問がなければ、事務局からのご説明をベースにして、討議をお願いしたいと思います。まず、ご自由に意見を言っていただければと思います。いかがでしょうか。

(小倉委員)

資料 1-3 0 6 ページを見ると、口径 16 ミリの改定率が高くなっているなと感じています。資料 1-2 0 2 ページにある減額という措置を、例えば、25 パーセントまで行かなくても 10 パーセントでも 20 パーセントでも減額の措置があると、もう少し緩和されるのかなと。改定率の極端な増加を和らげることができるのではないかと思います。

(佐伯会長)

改定率が29パーセントと決まったことで、あとは固定費をどう上げていくかという話につきるのかなという気がします。それから、今、小倉委員がおっしゃった、16ミリを急に減額をやめてということで、そこはどうするかという2点だと思います。まず、5ページの割り振り、基本料金と従量料金にということで、この辺、ご意見があればいかがでしょうか。

(小倉委員)

資料1-3の1ページにある案1の、従量料金は使えば使うほど下がっていくという形がいいように思います。水を使えば使うほど高くなると、使用を控えるかなと思うので、今、水の使用量が減っていく中で、たくさん使えば少しお得みたいなほうがいいのかなと。基本料金の割合は高くなりますが、それは今後も施設を維持していくための投資の意味もある、と水を使う方に理解していただいて、水道事業を継続していくために必要なのだということをよく広報して、理解していただいて、水を使うのがいいのかなと、私は思いました。

(山田(健)委員)

固定費を確実に回収する、料金収入を安定させるという観点では、やはり、基本料金を高く設定したほうがいいとは思うのですけれども、基本料金を高くすると、 ご説明にもありましたけれども、少量しか使わないお客さまの負担感が大きくなり ますので、8ページの口径別の件数の構成比を見ても、口径 13 ミリのお客さまでいえば 10 立方メートルまで、30 立方メートルまでというのが圧倒的に多いところですので、やはり、基本料金は抑えたほうがいいと思います。よって、この案で言うと、案1よりは案2-1ですとか口径 20 ミリの使用量を考慮して、案2-2の方がよろしいかと思います。

(山下委員)

私は案1のほうがよろしいかと思います。その理由としましては、まず、これまでの各委員のご発言にもありましたように、固定費はできるだけ基本料金で回収すべきであるからです。それから、少量使用者への配慮を山田委員は指摘しておられましたが、口径13ミリと16ミリに関しては、各案で10立方メートルまでは従量料金の低減措置がなされていますので、案1でも若干改定率は上がりますが、少量使用者への配慮はなされていると考えられます。

(唐橋委員)

私も、固定費の配分については、現行の体系から離れてしまうと、使用している 方のそれぞれのところでいびつな料金改定になるかなと思うので、できるだけ現行 料金の割合をあまり変えないほうが、皆さんが少しずつ上がる感じになるのかなと 考えます。かつ、皆さんおっしゃるように、多く使ったほうが改定の割合が低くな るというのも納得感があるかなというところで、一番スムーズに行くのが案1なの かなという感じはします。

あとは、口径 16 ミリの方の激変緩和措置がなくなることの説明がきちんとできるかどうかという点で、そこをきちんとご説明できるのであれば、案1でいいのかなという気がいたします。

(廣井委員)

先ほどおっしゃった方と同じで、現行料金体系の構成比に近いほうが、皆平等で同じ体制になるかなと思いますので、今までと同じ現行に近いほうがいいかなと思うので、算定要領2がいいと思います。

案なのですが、こちらは 29 パーセントということで改定率を上げているので、説明の方法にもよるかと思うのですが、案 3 が 29 パーセントになっているので、それもまた平等という話になるのですが、29 パーセントと言っているのに基本料金が 34 パーセントということになると、その辺の説明がいかがなものになるかという、説明の方法にもよるかと思うのですけれども。

少し確認なのですけれども、私の理解が正しければいいのですが、新潟市は80パーセントが、8ページにある口径13ミリの平均使用量が15立方メートルなので、表の中の10から30の当たりが大体80パーセントの新潟市の方が使っていらっしゃるという考えでいいのですよね。新潟の80パーセントの方が10から30立方メートルのところをお使いになっているという理解でよろしいでしょうか。

(経営管理課長)

表の中を単純に計算しますと、口径 13 ミリで 30 立方メートルを使っている方が

14 万 4,000 人ということで、これを相対の件数、右下の 36 万 9,000 件で割ると、率としまして 39 パーセントになります。口径 13 ミリを使っている方は、水量ランクはいろいろありますけれども、合計 29 万 6,000 件の方が口径 13 ミリを使っています。これだと全体の 80 パーセントになります。

(廣井委員)

分かりました。案1から案3の、下のほうに並んでいる口径13、16、100ミリと表が並んでいるところの口径13ミリの10立方メートル、20立方メートル、30立方メートル辺りの料金を見ると、大体の家庭の値上がりの仕方が分かるということでよろしいですか。

(経営管理課長)

おっしゃるとおりです。

(廣井委員)

それであれば、やはり、案3が平均的といいますか、多く使おうが少なく使おうが改定率があまり変わらないということで、私はよろしいかなと思います。

(山田(玲)委員)

私は案 2 がいいかなと思っているのは、水の使用量がだんだん減っていくということで、従量料金は少しずつ減っていくという計算でいきますと、今回、値上げをして従量料金が減っていくとなれば、ほかの案だとまた上げなければいけないような感じになってくると思うのです。それで、口径 13 ミリが普通の家庭、私どもが使わせていただいている口径ですので、これで大体、10 立方メートルを使っているお宅は多分、お一人暮らしだと思うので、基本料金は安いほうがいいかもしれませんが、トータル的に見たら、かえって2番のほうが安定してくると言ったら申し訳ないのですが、長い目で見たら、基本料金はずっと続いていくわけですし、水の使用量はその年々で量が減っていくこともあると思うので、かえってきちんと基本料金に上乗せして、2番でやっていったほうが、長い目で見たらいいかなと思っております。

(佐伯会長)

すみません、今のは算定要領が2番ということでしょうか。

(山田(玲)委員)

2番のほうが安定しているのではないかと思って、2番でお願いしたいと思います。

(佐伯会長)

料金表についてはいかがですか。

(山田(玲)委員)

料金は、2番のほうが高く、13 ミリを使っていらっしゃるところは少しずつ料金が高くなっていくと思うのですが、結局、水の使用量ですので、使用量が減っていけば、それだけ料金が変わってきますよね。基本料金は変わりませんけれども。それで、私どもの暮らしているところもだんだん人数が減っておりまして、お一人暮

らしが多いです。そうしますと、やはり、使用量もだんだん減っていくのではないかと思っております。

(佐伯会長)

澤栗委員、いかがでしょうか。

(澤栗委員)

担当者の方の説明もよく分かりましたし、委員の皆さまの意見を聞かせていただいて、現行料金からあまり離れないようにというご意見を聞いて、本当にそのとおりだなと思います。やはり、説明もしやすいですし、私個人としても納得しやすいので、算定要領2で、料金表は案1で、広報をよく行っていただいて、これであれば個人的にも納得できると思います。

(佐伯会長)

それぞれの委員からご意見をいただいたのですけれども、私は個人的には案 2-1がいいのかなと思っています。バランスが一番いいかなという気がしたのですけれども、2-2だと口径 20 ミリで少し凸凹が出るのですけれども。今までのものを総括しますと、多数決で決めるわけではないのですけれども、案 1が一番いいのではないかというご意見が多くて、算定要領についてはほぼ案 2がいいだろうということで、それは現行から離れないという声が多かったと思いますので、これはいいのかなと思います。

料金表のほうですけれども、どうしましょうか。 1 が多かったと言っても割れている感じがするのですけれども。

(山田(健)委員)

確認だけいいですか。案1と案2についてですけれども、資料1-3の1ページを見ると、1の案は水道料金算定要領を参考にして作っていて、現行の料金体系に近づけるということになると、案2-1と理解したのですけれども、そういう理解で合っていますでしょうか。1ページの案2-1の説明文をもう一度教えていただきたいと思います。

(経営管理課長)

すみません、少し説明が不足していたかもしれません。資料1-2の1ページと資料1-3の1ページを見ていただければと思うのですけれども、資料1-3の案1が資料1-2で固定費の配分を出したものの算定要領2をベースにしているものです。それで、案2-1と2-2につきましては、資料1-2ですと現行料金と書いてある一番下のものがベースになっているものです。

(唐橋委員)

結局、算定要領2を選ぶと、これが現行料金より基本料金の割合が高いので、これに従ってやると1案になるということでしょうか。

(経営管理課長)

そうです。算定要領2だと、現行と比べると基本料金の配分が多くなるので、少 しでも安くするとどうなるのかということで、現行料金の按分で計算したのが案2 -1と2-2です。案2-2は20ミリの関係で変えていますけれども、そういったものがベースになっているということになります。

(廣井委員)

私の意見ですけれども、先ほど、3案がいいと申し上げたのですが、先ほどの改定率から見ると、2-1か3がいいかなと思います。34 パーセントとか 32 パーセントという、29 パーセントを超えているものではないほうがいいかなということで、訂正させてください。

(佐伯会長)

繰り返しになりますが、案1だと基本料金が高いということで、施設の維持みたいなところに少し負担を多くというか、均等にしてもらうという考え方で、案2-1だと、少しでも安くという形になっているかなという感じがします。

追加での発言等、いかがですか。

(小倉委員)

私は料金表の案 1 がいいと思いました。資料 1-3 の 6 ページの料金の差額を見るとプラス 566 円は上がるなという感じもするのですけれども、許容範囲というか、感じ方は人によって違うと思うのですけれども、改定率も 29.24 パーセント、基本料金の改定率の割合は高いのですけれども、金額で見るとそれほどでもないというか、従量料金の改定率が低くなっているせいか、それほど高くないかな、許容範囲なのかなと私は思います。これが今後も安定的に水道を使うための投資なのだと考えれば、納得できるとも思えます。

(佐伯会長)

ほかにいかがですか。

それでは、多数決というあれでもないのですが、やはり、半数以上の委員の方が 1が良かろうというお話でしたので、案1を経営新議会の審議結果とさせていただ きたいと思います。

あとは、澤栗委員からご指摘がありましたけれども、基本料金を少し高く設定するということで、施設の維持等が必要ですという広報をきちんとしていただくということは、附帯事項になるかと思いますけれども、そこのところを書き加えていただきたいということで、そういう結論でよろしいですか。

ありがとうございました。では、審議会の結論としては案1を結論ということに したいと思います。

(山田(健)委員)

よろしいですか。案2ですと、口径 20 ミリの料金について、案2-1 と案2-2 を比較する形で資料が出ているので、案2 になれば案2-1 か案2-2 という選択肢になるのですけれども、今回、案1 になりましたので、その場合に、口径 20 ミリの料金をどうするかということについては、どう検討されるのでしょうか。

(佐伯会長)

事務局からご説明いただけますか。案1の口径20ミリの扱いは、どういう考え方

なのですか。

(経営管理課長)

案1は、口径20ミリに対する料金的な配慮といいますか他都市に比べて安くという案は出ていません。仮に口径20ミリをもう少し下げるべきだということであれば、案2-2と同じような考えでいけば、従量料金の10立方メートルまでの口径20ミリの分を下げるということになります。ですので、基本料金的なところは同じだと考えてもらっていいと思いますけれども、従量料金が、口径20ミリは当然下がりますけれども、ほかの口径の方の従量料金が上がるという形になってきます。すみません、その辺は数字が今、手元にないですけれども、考え方としてはそのようになります。

(佐伯会長)

今のご説明でよろしいですか。

(山田(健)委員)

マンションなども新設は口径 20 ミリということで、口径 20 ミリの利用者には家庭用のお客さまが含まれるということですとか、実際に口径 16 ミリは新規の採用がなくて、件数的にも口径 20 ミリのお客さまが増えているということですとか、他の政令指定都市に比べても口径 20 ミリの料金が割高に設定されているということもありますので、公共料金である水道料金というのは、お客さまの公平性というのが非常に重要だと思いますので、このタイミングで口径 20 ミリについても口径 13 ミリ、口径 16 ミリと同じように 10 立方メートルまでは軽減措置を設けるべきだと思っていたのです。案 1 ということですと、そういうものは配慮されないということかなと思いますので、案 1 という結論であればそうなのかなと思います。

(佐伯会長)

どうなのですか。案1でさらに口径 20 ミリについて検討するということもありえるのですか。

(経営管理課長)

ありえないということではありません。ちなみに、資料1-3の3ページと4ページを比較して見ていただくと、案2-1と案2-2の比較ですが、従量料金のところを見ていただくと、基本料金はどちらも同じに設定していますので、従量料金のところを見ていただくと、案2-2ですと、口径20 ミリの分、10 立方メートルまでを48 円ということで下げています。その関係で、口径が25 ミリ以上のところが117 円、案1ですと115 円と、2 円ほど上がっています。同じように、従量単価が上がるにつれて、一番高いランク、300 立方メートルを超えると5 円くらい単価が変わってきます。この辺の影響が出てきます。先ほどの案1でも同じようなことをすれば、少し計算してみないと分からないですけれども、このような影響が出てくるということで見ていただければと思います。

使用水量が、大体 20 立方メートル以内、平均的なところで見るということであれば、例えば、従量料金が 2 円上がったとすると、単純計算で、20 立方メートルを使

うので大体 40 円くらい上がるようなイメージです。そういったイメージを持って考えていただければと思います。

(佐伯会長)

口径 16 ミリが少なくなって、口径 20 ミリが増えるのですか。案 1 で口径 20 ミリ について、使用量が少ない場合。そこそこ行くのですね。

ほかにいかがでしょうか。

私、きちんと聞けていなくて申し訳ないのですが、案1で口径 20 ミリで 10 立方メートルまでを口径 13 ミリ、口径 16 ミリと同じように 46 円にすると、どこが変わるのですか。

(経営管理課長)

口径 20 ミリの料金は、当然、下がります。基本料金は変わりませんけれども、口径 20 ミリの使用水量がある方は、その分、安くなります。

(佐伯会長)

どこかが上がらざるをえないのですね。

(経営管理課長)

そうです。従量料金として回収しなければいけない分が全体であるわけですので、 それを、口径 20 ミリの分を下げることによって、ほかの口径の方、全体の従量料金 単価が上がることになります。

(佐伯会長)

数円くらいという感じですか。

(経営管理課長)

そうです。2円、3円、計算しないと分からないですけれども、案2の例で言えば、少量の場合では2円から3円です。

(佐伯会長)

案2ですね

(経営管理課長)

(佐伯会長)

ということで、20 ミリで軽減措置を入れると、ほかのところは2、3円くらい上がるということですけれども、 口径20 ミリの見通しとかは何かあるのですか。今後、どれくらい増えるとか。

(経営管理課長)

どれくらいというのは少し見えませんけれども、先ほど言いました、口径 16 ミリが新規の追加がないということもありますので、マンションの高層階のものが建てば増える。減る傾向にはないだろうなと思います。ただ、その増え方がどれくらいかというのは何とも言えませんけれども、少しずつ増える傾向にはあるのだろうとは考えています。

(佐伯会長)

そこをどう考えるかですね。

(経営管理課長)

あと、すみません、ちなみにですけれども、口径 20 ミリの料金が他都市に比べて高いので何とかしたいという考えは基本的にありますが、現状、政令指定都市の中で口径 20 ミリは一番高いです。それで、料金改定をすることによって、現状よりさらに高くなります。なので、減額をしたとしても、政令指定都市の中で一番高いという順位自体はほぼ変わらないと思います。ただ、その上げ幅が少し抑えられるかなというところがあると思います。

(佐伯会長)

どうでしょうか。何かご意見はありませんか。

そうしましたら、今のお話も踏まえて、今後口径 20 ミリが増えていく、それで、 政令指定都市の中で一番高いということは解消されないけれども、努力はしたとい う形で、料金表 1 のところの 10 立方メートルの 46 円のところを 20 ミリまで拡大し てもらうということで、いかがですか。

(澤栗委員)

それで、大変納得できました。

(佐伯会長)

よろしいですか。そういうことで、料金表は案1をベースにしますけれども、口径 20 ミリの少量使用者に配慮するという形で、10 立方メートル以下のところを口径 13 ミリ、口径 16 ミリと同じ形にしていただきたいというのが審議会の結論になります。

ほかにいかがでしょうか。何かご意見はありませんか。

よろしいですか。それでは、次回の審議予定概要について、担当課よりお願いします。

(経営管理課長)

資料1-4ということで、ご覧いただきたいと思います。次回、1月12日を予定しております。今回の内容の確認をいただいて、次にこれが最後になりますけれども、答申書案の確認ということでお願いしたいと思います。また、引き続き、会長から水道事業管理者へ答申書をお渡しいただくということで、日程についてもこの中で確認させていただければと思っております。

すみません、先ほどの結論で言いますと、案1で口径 20 ミリの 10 立方メートルまでの単価を下げるということになりますと、またその料金表案を作らせていただきまして、資料をお送りします。この会議の前に、できれば確認していただきたいと思いますので、でき次第お送りさせていただきます。それで確認という形で、答申書を作るという関係も出てきますので、もう一回、1月12日にさらに確認して答申書ということになると、日程的に少しずれてしまいますから、確認の仕方として、どうでしょうか。

(佐伯会長)

では、資料を送っていただいて、そこで確認ということでよろしいかと思います。

(経営管理課長)

では、こちらからお送りしまして、もし何かご意見があれば、また、メールでも 電話でもけっこうですので、ご意見いただいて、内容によって会長と相談させてい ただくということでよろしいでしょうか。

では、そういった形でお願いしたいと思います。

それで、すみません、こちらから言うのも何なのですが、先ほども途中でご意見がありました、口径 16 ミリの基本料金を一度に上げるという案を示していますけれども、かりに次の段階、25 パーセントを適用した場合にどうなるかということで、先ほどの資料 1 - 3 の 6 ページをご覧いただきたいのですけれども、真ん中に口径16 ミリ 19 立方メートルということで、案があります。比較を案 3 でやったので、案 3 のところが料金 3,694 円になっています。これを 25 パーセント減額ということを考慮すると、3,561 円、現行料金から 913 円の増という形になります。100 円程度の影響ということになるかと思います。ということで、口径 16 ミリを断面積どおりに取ることについては、経営審議会の皆さまからご了承いただいているということでよろしかったでしょうか。

(佐伯会長)

そこも本来なら段階的に上げていくはずだったものが、改定がなかったのでということをきちんと広報していただければ、それでよろしいかと思います。

(経営管理課長)

分かりました。ありがとございました。

(佐伯会長)

それでは、次回は答申書の確認となります。それで、答申書に盛り込むべき附帯 意見はありますかということで、今日決めたのは料金表なのですが、ほかにご意見 ということで、先ほどの議論で少し言ったのですけれども、広報をきちんとしてく ださいとかそういうものは附帯意見に書くということですけれども、そのような形 でご意見がありましたらお願いしたいと思います。

今日ご欠席の宮田委員から、事前に欠席されることが分かっていましたので、附帯意見をいただいています。一つは、水道事業の現状とか料金改定の必要性について、使用者がしっかり理解できるように分かりやすく説明してくださいということで、ホームページとか広報紙を用いて改定内容を事前に周知してくださいということ。それから、使用者の料金負担を少しでも軽減するために、引き続き経費節減等、そういう対応策をとって、できるだけ改定率を抑制してくださいということ。それから、人口減少とか節水機器の普及で今後の収入の増加は期待できないと。それで、経営的には厳しい状況が続くだろうということで、それに対応してきちんと事業を継続していくために、定期的に水道料金が適正であるかそういう検討をする機会を設けてください。それから、水道事業は市民生活に欠かすことのできないライフラ

インということで、次期の新潟市水道事業経営計画とか新潟市水道施設整備長期構想 2020 に基づいて、計画的な運営をしてくださいというようなことを附帯意見としていただいております。

個人的にはこれでけっこうかなと思うのですが、そのほか、何か、委員の方から これは付け加えていただきたいというようなことがあれば伺いたいと思います。

特にありませんか。これで大体必要なことは網羅されているかと思いますけれども。

では、予定は終了ということで、その他、委員の皆さまからご意見等ありませんか。

(唐橋委員)

確認をさせていただきます。これから送っていただく資料は、料金表の案1の口径20ミリを口径13ミリ、口径16ミリと合わせるといったときの価格を、例えば、46円に置いたままでその下の部分を上げるのと、それだと補えなくて口径13ミリから口径20ミリを上げるという二つの案が出てくるのですか。

(経営管理課長)

口径 13、16、20 ミリ、一つの段階になりますので、そこも若干上がると思います。

(佐伯会長)

ほかにいかがですか。

なければ、水道局から何かご報告等ありませんか。 ないようですので、事務局へお返しいたします。

(事務局)

皆さま、長時間にわたり、大変ありがとうございました。これにて令和5年度第6回新潟市水道事業経営審議会を閉会いたします。

本日の議事録については、後ほど内容をご確認いただきまして、ホームページに 掲載する予定としておりますので、よろしくお願いします。

次回、第7回の審議会ですが、1月12日に開催させていただきます。次回は答申 案についてのご確認ということで、お願いしたいと思います。

本日は、大変ありがとうございました。